

スポーツ振興くじ（第819回～第820回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第207号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

平成27年12月25日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 大東 和美

- 1 スポーツ振興投票の名称
別紙1～2のとおり
- 2 スポーツ振興投票券の発売期間
別紙1～2のとおり
- 3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地
 - (1) 楽天銀行株式会社
東京都品川区東品川4丁目12番3号
(ただし、インターネット販売に限る。)
 - (2) 株式会社ジャパンネット銀行
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
 - (3) 株式会社三井住友銀行
東京都千代田区丸の内1丁目1番2号
(ただし、インターネット販売に限る。)
 - (4) 住信SBIネット銀行株式会社
東京都港区六本木1丁目6番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- 4 合致の割合の種類
別紙1～2のとおり
- 5 特定指定試合を実施する期日又は期間
別紙1～2のとおり
- 6 試合当たり投票種類数
別紙1～2のとおり
- 7 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名
別紙1～2のとおり
- 8 合致の割合の算式において本センターが定める率
別紙1～2のとおり
- 9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額
別紙1～2のとおり
- 10 その他
発売及び払戻しは全国

- ・ **スポーツ振興投票の名称**
第819回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**
平成28年1月9日(土)～同年1月16日(土)
- ・ **合致の割合の種類**
開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。
 - (1) **B I G (ビッグ)**
 - 1等 10割
 - 2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - 3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - 4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - 5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - 6等 開催試合結果数(14)から5を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - (2) **B I G 1 0 0 0 (ビッグセン)**
 - 1等 10割
 - 2等 開催試合結果数(11)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - 3等 開催試合結果数(11)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - 4等 開催試合結果数(11)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - (3) **m i n i B I G (ミニビッグ)**
 - 1等 10割
 - 2等 開催試合結果数(9)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - 3等 開催試合結果数(9)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- ・ **特定指定試合を実施する期日又は期間**
平成28年1月16日(土)及び同年1月17日(日)
- ・ **試合当たり投票種類数**
 - (1) **B I G**
 - 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
 - (2) **B I G 1 0 0 0**
 - 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
 - (3) **m i n i B I G**
 - 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- ・ **特定指定試合で対戦するサッカーチーム名**
 - (1) **B I G**
 - 以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
 - (2) **B I G 1 0 0 0**
 - 以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム
 - (3) **m i n i B I G**
 - 以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑨のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
1/16	①	トテナム・ホットスパー (トテナム)	サンダーランド (サンダー)
1/17	②	AFCボーンマウス (ボーンマウス)	ノーウィッチ・シティ (ノーウィッチ)
1/17	③	チェルシー (チェルシー)	エヴァートン (エヴァートン)
1/17	④	マンチェスター・シティ (マンC)	クリスタル・パレス (クリスタル)
1/17	⑤	ニューカッスル・ユナイテッド (ニューカッスル)	ウェストハム・ユナイテッド (ウェストハム)
1/17	⑥	サウザンプトン (サウザン)	ウェスト・ブロムウィッチ・アルビオン (ウェブ・ロ)
1/17	⑦	アストン・ヴィラ (アストン)	レスター・シティ (レスター)
1/16	⑧	シェフィールド・ウェンズデイ (シェフィールド)	リーズ・ユナイテッド (リーズ)
1/17	⑨	ダービー・カウンティ (ダービー)	バーミンガム・シティ (バーミン)
1/17	⑩	ハダーズフィールド・タウン (ハダーズ)	フラム (フラム)
1/17	⑪	イプスウィッチ・タウン (イプス)	プレストン・ノースエンド (プレストン)
1/17	⑫	ミルトン・キーンズ・ドンズFC (ミルトン)	レディング (レディング)
1/17	⑬	ノッティンガム・フォレスト (ノッティン)	ボルトン・ワンダラーズ (ボルトン)
1/17	⑭	ロザーハム・ユナイテッド (ロザーハム)	クイーンズ・パーク・レンジャーズ (クイーンズ)

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) B I G

1等	25分の19
2等	100分の9
3等	50分の1
4等	25分の1
5等	25分の1
6等	20分の1

(2) B I G 1 0 0 0

1等	5分の3
2等	20分の3
3等	20分の3
4等	10分の1

(3) m i n i B I G

1等	2分の1
2等	5分の1
3等	10分の3

・1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) B I G

一口300円に対し、3億円(加算金のあるときにあっては、6億円)

(2) B I G 1 0 0 0

一口200円に対し、2億円(加算金のあるときにあっては、4億円)

(3) m i n i B I G

一口200円に対し、2億円(加算金のあるときにあっては、4億円)

- ・ **スポーツ振興投票の名称**
第820回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**
平成28年1月10日(日)～同年1月16日(土)
- ・ **合致の割合の種類**
開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。
 - (1) mini toto A組(ミニトト エイクミ)
1等 10割
 - (2) mini toto B組(ミニトト ビークミ)
1等 10割
 - (3) toto GOAL3(トトゴールスリー)
1等 10割
2等 開催試合結果数(6)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- ・ **特定指定試合を実施する期日又は期間**
平成28年1月16日(土)、同年1月17日(日)及び同年1月18日(月)
- ・ **試合当たり投票種類数**
 - (1) mini toto A組
1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
 - (2) mini toto B組
1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
 - (3) toto GOAL3
1試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類
- ・ **特定指定試合で対戦するサッカーチーム名**
 - (1) mini toto A組
以下の対象試合のうち、試合No.①～⑤のサッカーチーム
 - (2) mini toto B組
以下の対象試合のうち、試合No.⑤～⑨のサッカーチーム
 - (3) toto GOAL3
以下の対象試合のうち、試合No.②、④及び⑤のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
1/16	①	トテナム・ホットスパー (トテナム)	サンダーランド (サンダー)
1/17	②	AFCボーンマウス (ボーンマウス)	ノーウィッチ・シティ (ノーウィッチ)
1/17	③	ニューカッスル・ユナイテッド (ニューカッスル)	ウェストハム・ユナイテッド (ウェストハム)
1/17	④	サウザンプトン (サザン)	ウェスト・ブロムウィッチ・アルビオン (ウェブ・ロ)
1/17	⑤	マンチェスター・シティ (マンC)	クリスタル・パレス (クリスタル)
1/17	⑥	チェルシー (チェルシー)	エヴァートン (エヴァートン)
1/17	⑦	アストン・ヴィラ (アストン)	レスター・シティ (レスター)
1/17	⑧	リヴァプール (リヴァプール)	マンチェスター・ユナイテッド (マンU)
1/18	⑨	ストーク・シティ (ストーク)	アーセナル (アーセナル)

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) mini toto A組

1等 1分の1

(2) mini toto B組

1等 1分の1

(3) toto GOAL 3

1等 5分の3

2等 5分の2

・1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) mini toto A組

一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあつては、2億円)

(2) mini toto B組

一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあつては、2億円)

(3) toto GOAL 3

一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあつては、2億円)